

(朱書)
「ホ七」

美濃紙式ツ折

以上

為 上使明十二日御先へ罷上候、
御手前之儀者不及申、手代以下
迄も其所々ニ可被罷在候、面談
可申渡、將又御泊之所々にて
拙者宿之儀并駄賃馬など
遅々無之様ニ被仰付可給候、
恐々謹言、

宮木甚右衛門 (和書)

六月十一日

秋山修理 (正書)

判

江戸より京都迄路次中
御代官所衆中